

## 別紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

###### ① 新冠町の人口構造及び産業構造

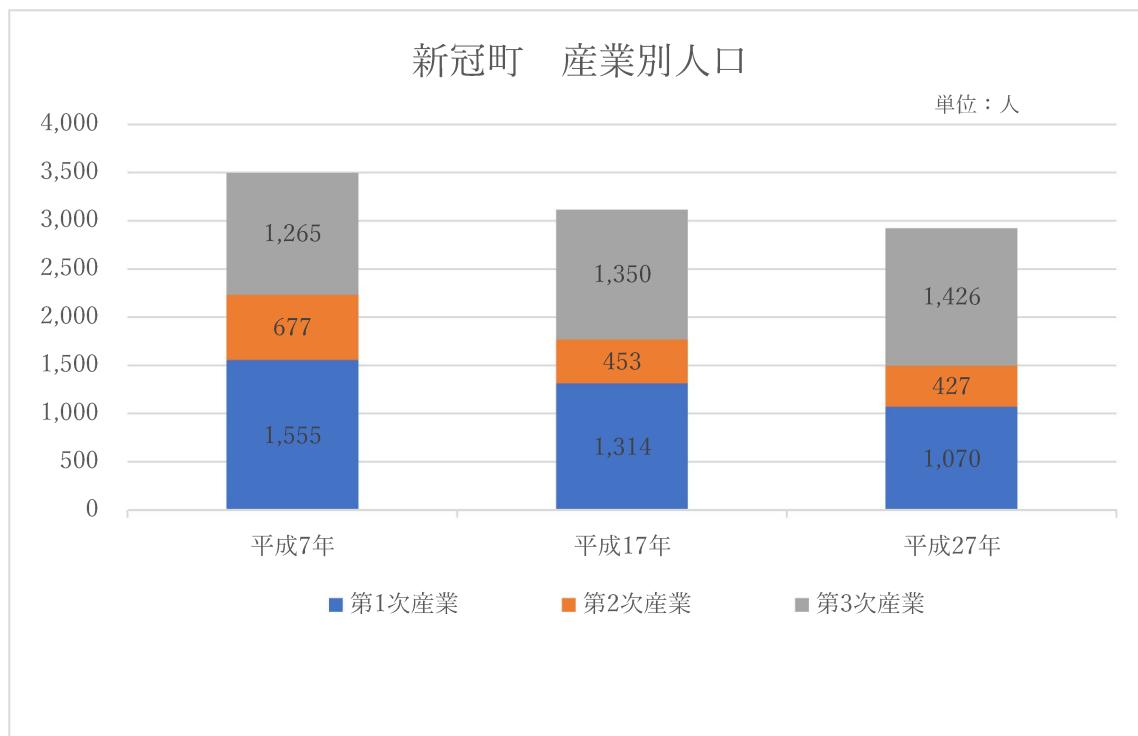
新冠町の人口は、昭和 35 年の 11,166 人をピークに減少を続け、特に昭和 45 年から昭和 55 年までの 10 年間には 1,821 人と大きく減少したが、現在では減少のテンポは鈍化し、平成 27 年の国勢調査では 5,592 人となり、平成 22 年度を初年度とする第 5 次新冠町総合計画においては、平成 17 年国勢調査を基準年に目標年の平成 31 年度における人口を 5,500 人 ( $\triangle 8.8\%$ ) と想定している。(表 1 「新冠町の人口推移」)

また、全国的に急速に高齢化が進行する中、平成 28 年 3 月の当町の高齢化率は 30.5% と、全道・全国と比較しても高く、町民の 3 分の 1 が 65 歳以上という状況となっており、この先、高齢者世帯が増加を辿ることが予想されます。次に、産業構造は、平成 27 年度国勢調査における産業別就業人口として全体数 2,923 人に対し、第 3 次産業(販売小売業サービス業その他)が最も高く 1,426 人 (48.75%) となり、次いで第 1 次産業(農林漁業)が 1,070 人 (36.61%)、第 2 次産業(建設業、製造業)427 人 (14.61%) となっており、平成 7 年及び平成 17 年の同統計数値と比較しても、年々、就業人口が減少状況にある。(表 2 「新冠町の産業構造」 資料:国勢調査)

【表 1】新冠町の人口推移



【表2】新冠町の産業構造



## ② 中小企業者の実態等について

新冠町では、企業のほとんどが中小企業者であり、人手不足や経営者の高齢化に伴う事業承継問題、企業間競争の激化等の課題があり、厳しい経営環境におかれている。新冠町の基幹産業である軽種馬生産は、北海道市場での販売実績が前年度比 28%増の 17 億 8,913 万円を記録し、景気回復感はあるものの、商工業者の経営事情は厳しい状況にあり、少子高齢化に伴う人口減少による消費の縮小や人手不足による人件費の高騰、近隣町や通販への消費流出などの課題が山積している。

## ③ 設備の老朽化

新冠町では各事業者が所有している機械・設備等の償却資産について、課税対象となる設備 11,032 件のうち、7,541 件、全体の約 7 割が耐用年数を経過しており、老朽化が進んでいる。（新冠町税務課調べ。）

## （2）目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等を促すことで、地域経済の発展をめざし、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

新冠町の産業構造においては、軽種馬産業の他、農業、水産業と各業種も幅広く、生産性向上における設備においても広範囲となるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

新冠町の地勢及び集落等、土地利用形態においては、国道235号線を中心核となる市街地では、当町の人口の約6割の人が居住する地域として集積しており、市街地では、主に商店（コンビニエンスストアを含む）や飲食業のほか、サービス業を営んでいる企業があり、市街地以外にも、町の西部に位置する漁業地域として盛んな節婦町地区のほか、北部では、主に軽種馬生産・育成や農業等が営まれており、農業者の中には農産加工品の製造・販売を行う事業者が点在している。新冠町では、当該市街地に人口が集積しつつも、町内広範囲において各分野の中小企業が点在していることからも町全域において生産性を向上させる必要があることから、新冠町全域を本計画の対象とする。

### （2）対象業種・事業

新冠町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### （1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

（1）雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

（2）健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。